

奨学生募集

月額 **8** 万円の給付型奨学金（返済不要）

ひとり親家庭等にある、
全国の大学・大学院 在籍の方を
対象とした奨学金の募集です。



公益財団法人 小林奨学財団

お問い合わせ先：052-819-6300 事務局

奨学生募集

月額 **8** 万円の給付型奨学金（返済不要）

- ✓ 給付型のため、**返済は不要**です。
- ✓ 大学1年～4年・大学院1年～2年 **どの学年からでも応募可能**です。
- ✓ **大学院進学後も継続給付**制度あります。（継続審査あり）
- ✓ **留学支援制度**あります。＊2025年8月～9月 留学支援予定。
- ✓ 奨学生同士の**交流会（年2回 6月・12月）**で、幅広い人脈形成も可能です。

詳細はホームページをご参照ください→



公益財団法人 小林奨学財団

★面接会予定

大学生、大学院

日にち：2025年4月19日(土)～
5月2日(金)

時間：10:00～12:00、15:00～18:00

※希望日程があれば応募書類にてお知らせください。

※希望に沿えない可能性がございます。

場所：愛知県名古屋市瑞穂区桃園町6-23

又は、Web

※交通費は支給します。

応募
×切

2025年4月15日(火)応募書類必着

あて先：〒467-8585 名古屋市瑞穂区桃園町6-23

小林奨学財団事務局

お問合せ先：052-819-6300

info@kobayashi-zaidan.or.jp

公益財団法人 小林奨学財団

公益財団法人 小林奨学財団

お問い合わせ先：052-819-6300

info@kabayashi-zaidan.or.jp



募 集 要 項

「2025 年度 奨学生」募集要項

1. 趣 旨

大学および大学院に在学する者で一人親家庭等の経済的理由によって修学が困難な者のうち、品行方正かつ成績優秀な者に対し必要な支援を行い、もって社会福祉の向上に貢献することを目的とする。

2. 出願資格

日本国籍を有し、2025 年 4 月現在、大学および大学院に在学する者

3. 募集人数

30 名程度

4. 奨学金の額及び支給方法

(1)奨学金支給金額は月額 80,000 円 年額 960,000 円です。

当財団の奨学金は、特別な場合を除いて返済の義務はありません。

支給年数は支給開始年から最短履修年数の終期が属する月までとします。

ただし、奨学生として相応しくないと判断された場合には、奨学金の支給を中止します。

なお、大学院に進学する場合は、継続審査を経て 2 年間の継続支給制度があります。

(2)支給方法

小林奨学財団より本人の金融機関口座に振り込み

(4 月～6 月分を 6 月に、7 月～9 月分を 9 月に、10 月～12 月分を 12 月に、1 月～3 月分を 3 月に支給予定)

(3) 海外留学を希望する奨学生に対しては、留学支援制度あり。

5. 選考と採用決定

- (1) 応募者の中から、応募書類の審査と（場合によっては面接を含む）による選考を行い、当奨学財団の選考委員の審査（面接）を経て、その結果を書面にて本人に通知します。
- (2) 選考にあたっての審査内容は非公開とします。また、選考にかかわる個人情報には部外秘として本奨学財団において厳重に管理します。

6. 出願手続き

出願書類をご準備いただき、郵送又はメールにてご応募ください。

＜提出先＞〒467-8585 名古屋市瑞穂区桃園町6番23号

公益財団法人 小林奨学財団 事務局宛

電話 (052) 819-6300

メール info@kobayashi-zaidan.or.jp

7. 出願期間

2025年4月15日（火）まで（必着）。

8. 出願書類

- (1) 奨学生願書
- (2) 作文（テーマ：大学または大学院で学びたいこと及び、今後それをどのようにいかしていきたいか。）800字程度（様式自由）
- (3) 志望者身上書
- (4) 前年次の成績証明書
- (5) 生計中心者、保護者全員の給与明細等、世帯収入のわかるもの
（例）直近の給与明細書のコピー、障害年金受給証明書のコピーなど
- (6) 面接希望日・希望時間調査書

9. 奨学生の義務

当財団の奨学生に選ばれた場合には、以下の事項の履行について、誓約書を提出していただきます。

- (1) 年2回の交流会への出席。（6月と12月を予定）
- (2) 今後一層学業に精進し健康に留意して、当財団の期待する奨学生に相応しい態度と言動をとること。
- (3) 奨学金は、学業のためだけに使い、他の目的には使用しないこと。
- (4) 奨学金の給付を受けた時は、ただちに奨学金受領書を提出すること。

- (5) 毎年度末に、学業成績証明書及び収支状況報告書を提出すること。
- (6) 誓約書に著しく違背したときは、奨学金の一部または全額を返還すること。

10. 奨学金の休止

奨学生が休学しまたは長期にわたって欠席したとき、また上記の義務を果たさなかったときは、奨学金の交付を休止することがある。

11. 奨学金の廃止

奨学生が次の各号に該当すると認めるときは、所属学部長の意見を徴して奨学金の交付を廃止することがある。

- (1) 在学する大学で処分を受け学籍を失ったとき。
- (2) 傷い疾病などのために成業の見込みがなくなったとき。
- (3) 学業成績または操行が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (5) 奨学生として適当でない事実があったとき。

12. 注意事項

以下の事項が生じた時は、ただちに届け出ること。

- (1) 本人の氏名、住所、電話番号その他の重要な事項に変更があった時。
- (2) 休学、留年、停学、退学など学籍上の異動があった時。

13. 奨学生終了後の心構え

当奨学財団では、「ご縁」があった方々との繋がりを大切に考えております。奨学生終了後も、常に連絡が取れるようにしてください。